

中近世ヴェネツィアにおける大兄弟会と信託 —遺言からの受託における基礎的検討—

拓殖大学政経学部准教授 高 見 純

— 目 次 —

はじめに

1. 中近世ヴェネツィアの兄弟会
2. 先行研究の動向と課題設定
 - (1) 大兄弟会についての研究動向
 - (2) コンミッサリーアと信託遺贈
 - (3) 信託遺贈の源流
 - (4) 中近世イタリア社会と信託遺贈
 - (5) 近世ヴェネツィア
 - (6) 課題設定

はじめに

兄弟会は、中世西ヨーロッパ都市の住民生活にとって基本的な枠組みであった。イタリアでも隆盛し、都市に数多く存在した。会員同士の靈的救済を目指した活動が多様に展開され、物質的な貧困への救済に関わる活動も行われた⁽¹⁾。これは、地中海商業の中心として隆盛したヴェネツィアでも例外ではなかった。多くの兄弟会が存在し、中には規模を拡大し、中世末期から近世の都市社会において重要な役割を果たした兄弟会も存在した。本稿は、都市ヴェネツィアで展開された大規模な兄弟会スクオーラ・グランデを事例に、兄弟会に寄せられた信託の在り方を検討する。

前近代の西ヨーロッパ社会における富の再

3. 大兄弟会の信託に関わる史料群
 - (1) 大兄弟会の史料群
 - (2) 信託に関わる現存史料の構成
4. 遺言と信託の傾向
 - (1) 遺言の受付
 - (2) 遺言の概要
 - (3) 信託の傾向

おわりに

分配は、主にキリスト教の慈善的救済によって機能した。救済の執行には、財源が必要である。そのための財源になったものの一つが遺産であった。遺言者は、遺言書を記すことによって遺産を誰にどのように遺すか指示した。その際に、遺産の管理運営を求めるような指示内容が出されることがあった。例えば、貧者の救済など慈善行為を望む遺言の中には、自身の死後も定期的な収入を得て慈善実施のための費用に充てることで、慈善行為が行われる状況の確保が目指されるケースが見られた。つまり、誰かに資産を遺贈して終わりにするだけではなく、遺産の運営を信託したのである。

こうした信託の受付先の一つになったのが兄弟会であった。家族や友人などに管理運営が任されることも多々あったが、人間個人の

一生には限りがある。一方で、諸機関・団体は、原則的に人を入れ替えながら半永久的に持続しうる存在である。そこで、遺言者の需要を吸収した団体の一つが兄弟会であったものと考えられる。兄弟会にとっては、遺産を獲得し、運営することによって多様な活動を展開することが可能になった。

本稿では、兄弟会が遺産や信託を受容する段階を検討する。とりわけ、資産を遺す指示を行った遺言の時点に注目する。上述のように、都市ヴェネツィアの大規模な兄弟会は長期的に存続し活動したが、活動の実際を理解するためには、活動財源となったはずである遺産運営とどのように関わったのか明らかにする必要がある⁽²⁾。ただ、そのためには、まず遺産がどのような在り方で受容されたのか理解する必要がある。遺言書に何らかの形で兄弟会に資産が遺されることが記載され、それによって兄弟会は遺産を獲得する見込みとなった。

では、どのような形で資産が遺されたのか。通常、遺言者がまず考えることは自身の家族である。兄弟会に慈善行為などのための資産が信託されるとしても、遺言者の立場から考えれば、限られた資産総額をどう分配するかという点において家族に資産をどう遣すかという問題と切り離して考えることはできない。本稿では、信託を引き受ける兄弟会を軸としながらも、信託者である遺言者の思惑全体の中で考察したい。特に、家族への資産継承や信託の在り方にも言及し、この関係の中で兄弟会による長期的な資産形成が実現した可能性を検討する。

1. 中近世ヴェネツィアの兄弟会

まず、中近世ヴェネツィア社会に存在した兄弟会の概況を確認する。靈的救済を共に目指して集まつた人々で構成される *confraternita* (イタリア語。英語では *confraternity*) は、日本語では通常、兄弟会、

兄弟団、信心会、同信会などと訳される。一方、ヴェネツィアでは、現代イタリア語で学校という意味で使用されるスクオーラ *scuola* という語で呼ばれていた。とはいっても、会員同士は「兄弟」を意味する *fratello* の語で呼び合い、自身の会を指して *confraternita* の語が使用されることもあった⁽³⁾。

都市社会において、兄弟会が人間関係の重要な横の繋がりを確保したことは、ヴェネツィアにおいても他都市と同様であったはずである。人々は兄弟会に加入し、宗教儀式への参加や、死亡した会員の葬儀への出席、代祷ミサへの出席、貧困に陥った会員の救済などを行った。逆に、自らが貧困に陥った時には救済を受け、死亡時には葬儀に参列してもらい、その後も天国へ行けるよう定期的に冥福を祈ってもらったわけである。

ヴェネツィアにも多くの兄弟会が存在していたと考えられるが、その中で、13世紀半ば以降に設立されたいくつかの兄弟会が大きく成長した。15世紀後半には政府から「*Grande*」の称号を得た大兄弟会スクオーラ・グランデ *Scuola Grande* として都市内で大きな存在感を有した。それが、聖母マリア・デッラ・カリタ兄弟会 *Scuola di Santa Maria della Carità* (1260年設立)、聖マルコ兄弟会 *Scuola di San Marco* (1260年設立)、聖ジョバンニ・エヴァンジェリスト兄弟会 *Scuola di San Giovanni Evangelista* (1260年設立)、ミゼリコルディア兄弟会 *Scuola di Santa Maria della Misericordia* (1308年設立) の4団体である。1478年には、聖ロッコ兄弟会が *Scuola di San Rocco* 加わり、16世紀以降に聖テオドロ兄弟会 *Scuola di San Teodoro*などいくつかの兄弟会が加わった。

そして、これと区別される意味において「*Scuola piccola*」を冠した、その他多くの小兄弟会スクオーラ・ピッコラ *Scuola Piccola* が存在した。マッケニーは近年の著作において、15世紀以降にヴェネツィア都市社会において社会階層の垂直化が進展する中で、大兄弟会と

他の多くの兄弟会との差別化が進んだと考えている⁽⁴⁾。

本稿では、最も古くに設立され、都市の守護聖人と同じ聖マルコを冠した大兄弟会である聖マルコ兄弟会を主な事例として検討する。併せて、聖ジョバンニ・エヴァンジェリスト兄弟会にも一部言及する。政府は、大兄弟会の力が大きくなりすぎることを防ぐために、会員の上限を定めていた。他の大兄弟会が550人であったのに対し、聖マルコ兄弟会は特別に600人許可されていた。ただ、いずれにしても、どの大兄弟会も実際は上限人数を大きく超えた会員を有していたと考えられる。

2. 先行研究の動向と課題設定

(1) 大兄弟会についての研究動向

1970年代に大兄弟会研究を大きく推し進めたプランは、大兄弟会について包括的に検討する中で、鞭打ち苦行団体として出発した大兄弟会が14世紀後半以降に性格を変化させ、都市に居住する人々にとっての社会救済団体として重要な役割を担うにいたったと評価した⁽⁵⁾。その後も、大兄弟会がおこなった建設事業や音楽、芸術パトロネージ、慈善活動などが検討され、個別の大兄弟会の歴史的推移についても明らかにされてきた⁽⁶⁾。例えば、近年では、ブオナンノが聖マルコ兄弟会による会館のファサード建設事業について検討し、この事業がもたらした意味を考察し、ファサードの彫刻のモチーフから慈善を行う兄弟会のイメージを読み取ろうとしている⁽⁷⁾。また、人的ネットワークという観点からは、ザノンが大兄弟会を主要な舞台の一つにして活躍した市民層 cittadini を主対象に、芸術パトロネージの在り方に注目しつつ、人的ネットワークがどのように形成されたか検討した。そして、ネットワークを活用しながらどのように市民層が社会的地位を向上させようとしたのか考察した⁽⁸⁾。

とりわけ、遺産と信託については、プランが16世紀以降の聖ロッコ兄弟会を中心に検討し、いくつかの大規模な遺産が独立的に運営され、こうした遺産の存在が兄弟会の活動にとって重要であったことを示した⁽⁹⁾。ロマーノは、15世紀以降、遺言書に見られる傾向が変化し、主たる遺産の行き先が教区から大規模な慈善施設になったことを指摘した⁽¹⁰⁾。また、ミュラーは聖マルコ財務庁 Procuratore di San Marco による信託の受託について検討する中で、聖マルコ財務庁による信託管理が限界を迎える、大兄弟会などが担うようになった可能性を示唆した⁽¹¹⁾。和栗は、近年の研究で聖マルコ財務庁に寄せられた貴族による信託の在り方を中心に分析し、遺言によって設定された信託の中に大兄弟会も含まれたことを示した⁽¹²⁾。

こうした諸研究によって理解されるのは、大兄弟会も近世ヴェネツィア社会において遺言が設定する遺産と信託の宛先に含まれていたことであり、遺産と信託に関わる状況について検討しないことには、大兄弟会による諸活動の全容を理解することは難しいということである。一方で、遺産を信託または寄付する側、すなわち遺言者の思惑全体を視野に、大兄弟会がどのように信託を受託したのかについての具体的な理解は十分と言い難い。そこで次に、ヴェネツィア社会における信託について概要を確認した上で、遺言者にとって最も基本的な遺贈先であったはずである家族への遺贈をめぐる議論を確認する。その上で、家族への遺贈も含めて、遺言者の思惑全体の中で大兄弟会と信託の関係を捉えたい。

(2) コンミッサリーアと信託遺贈

そもそも、本稿で対象とする兄弟会への信託はどのような形式で行われたのか。通常、遺言書で信託が設定され、その中で大兄弟会が何らかの形で関わるよう指示された。つまり、信託的な内容を含む文言は、大兄弟会に寄せられた遺言書の中に確認することができ

る。信託が設定されると、執行が必要になる。ヴェネツィアでは、遺言によって遺産処理や運営などの執行が委託された場合には、その事業がコンミッサリーア *commissaria* と呼ばれた⁽¹³⁾。大兄弟会のフォンドに残された史料群から、大兄弟会多くのコンミッサリーアに関与したことが窺える。

コンミッサリーアは、英語では一般的にトラスト *trust* と訳される⁽¹⁴⁾。和栗は、この語を日本語にどう翻訳するか改めて検討し、おそらく全般的な遺言内容の執行を委託するという意味で「遺言信託」とするのが適切ではないかとしている⁽¹⁵⁾。確かに、遺言には金銭の授受や不動産・動産の管理運営といった資産の処理を示す内容とともに、祈祷や埋葬などのサービスも含む。したがって、遺言内容で必要なこと全般の信託と捉えるのが適切であると考えられる。

また、これと類似の語として、信託遺贈 *fideicommissum* (*fedecommissaria*、*fedecompresso*) がある。ただし、この語が示す範囲はより限定的であり、とりわけ家族の資産相続と継承に関わって用いられた。この信託遺贈をめぐっては、これまで多くの議論が行われてきた。また、西ヨーロッパやイタリア半島において16世紀以降に広く拡大したことが知られている。本稿が範囲とする時代に関わることから、ここでは先行研究を整理し、論点を確認しておきたい。それによって、本稿が扱うコンミッサリーアにおいて、どのように位置付けて議論すべきか検討する。

(3) 信託遺贈の源流

信託遺贈をめぐる議論は、遺言相続が一般的であったローマ古典期まで遡る⁽¹⁶⁾。吉村の諸研究によれば、市民法上の制度である遺贈 *legatum* が存在していたが、この枠組みでは、女性や市民外の人に相続させることができなかった。そこで、相続人としての資格を持たない人に相続させる枠組みとして、信

託遺贈 *fideicommissum* が用いられるようになったという⁽¹⁷⁾。元々は市民法の外で機能するものであったが、アウグストゥス帝時代になって法的拘束力が認められるようになった⁽¹⁸⁾。中近世ヨーロッパ社会の信託遺贈も古代における信託遺贈が源流と考えられ、その後6世紀のユスティニアヌス帝時代における法典がより直接的な影響を与えたと考えられている。

信託遺贈の当事者は3者である。遺贈する被相続人が、遺言書や小書付によって信託遺贈義務者に遺贈の実行を依頼する。例えば、目的物が相続資産の場合には、信託遺贈義務者は、それを信託遺贈受遺者（受益者）に交付する。当初は、被相続人は信託遺贈義務者に文字通り依頼し、実行するかどうかは信託遺贈義務者の信義に託されていたが、先述のアウグストゥス帝期以降、これが義務として認められた。また、相続資産の場合、受遺者が義務者になることも可能であった⁽¹⁹⁾。

(4) 中近世イタリア社会と信託遺贈

信託遺贈についての研究は古くから法学研究が活発に行われてきたが、1970年代以降には、貴族の資産維持や形成に関する研究が進んだことにより、こうした研究の一環として、中世末から近世にかけてのヨーロッパ諸地域における信託遺贈をめぐる歴史研究が徐々に見られるようになった⁽²⁰⁾。21世紀になっても研究は進展し、イタリア半島については、カロナチ（2005）がフィレンツェを事例に、15世紀から18世紀までの長期にわたる信託遺贈を包括的に検討した。貴族による家産維持との関わりから議論し、この方法が約3世紀にわたって活用され、資産保全にとって重要なことを示した。カロナチは、通常の遺言を信託遺贈にするために必要な内容として、以下の3点挙げている⁽²¹⁾。

- ・信託受遺者が受け取った資産の売却、分割、または処分を禁止すること

- ・相続の順序を単に水平的なものではなく、遺言者の世代を越えるものとして明確に定めること
- ・この順序を無限に継続するというしばしば明示される意図

信託遺贈は、主に遺言によって私的な行為として設立された。その目的は、資産を譲渡不可能にして、売却や差押から保護して相続可能なものにする点にあった。被相続人である遺言者は、自身の資産の全て、または一部を相続者に遺贈し、その人物に資産の保持や、遺言者が定めた相続順序に従って次の相続予定者に資産を譲渡する義務を課した。また、この義務の継承は永久に続く場合があった⁽²²⁾。これは、地域を超えた共通の特徴であった⁽²³⁾。したがって、この手法は資産の売却や分割を禁止する法的枠組みを提供し、貴族の家産は世代を超えて維持され、家族のアイデンティティが強化されたのである。フィレンツェでは14世紀から見られる信託遺贈であるが、遺言者個人の意思によって設定されるものであり、慣習的なものとして展開した。それが、16世紀後半からは法的な枠組みの形成が進んだ。

その後も、この話題をめぐっていくつもの研究が発表されてきた。ロッシ (2009) は、当時の法律家が過去の判例や遺言を参考にどのような議論を行なったのか紹介した⁽²⁴⁾。そこでも、家族の社会的地位や政治的影響力にとって、また国家の安定性にとっても、家族の資産保全が重要であり、そこに寄与するのが信託遺贈であったことが示されている。

また、カロナチは近年にも、フィレンツェと同じトスカーナ地方のシエナ周辺部を事例に議論している。都市シエナでは他地域に比べて遅い17世紀後半に信託遺贈が増加し、周辺部ではさらに遅く18世紀に増加しており、地域によって隆盛期に差があることを示した。また、信託遺贈は資産を譲渡不能にして束縛することから、通常は特定個人や家族へ

の資産集中の傾向が指摘されるが、この地域の事例では地域社会を支えるものとしても表れたことに言及している⁽²⁵⁾。

信託遺贈による家産の末永い維持は、社会的問題と批判も生み出した。トスカーナ大公国を事例にこの問題についての法的変遷を検討したガッリガーニ (2014) によれば、16世紀から17世紀にかけて問題が顕在化し、自由な資産移動を制限する制度として批判され始めた。ガッリガーニは、特に18世紀に行われた一連の法的改革を概観し、貴族家系の自治を形成する要素としての信託遺贈への制限は、貴族の権利を制限するものであったと評価した。また、そうした改革の背景には、君主による中央集権化を目指す思惑や、信託遺贈がもたらす社会経済的な諸問題を意識した批判があったことも指摘している⁽²⁶⁾。

(5) 近世ヴェネツィア

一方、ヴェネツィアについては、近年までそれほど研究が進んでこなかった。デイビス (1975) は、ヴェネツィアの貴族ドナ家を事例に、家産の継承と信託遺贈を検討した⁽²⁷⁾。16世紀以降、周辺他地域と同様にヴェネツィアも人口増加の時代になったが、世紀転換期には人口増加の鈍化が見られた。ペストの流行や食料価格の高騰が原因として考えられる。こうした事態は、出生率の低下や死亡率の増加を引き起こした。また、ヴェネツィアでは、オスマン帝国等の圧力により地中海貿易のリスクが高まり、不安定な長距離貿易による商業からの転換が徐々に図られるようになっていた。こうして、農村における土地の獲得と、それによる農業と地代が新たな収入源として存在感を大きくしていった。こうした社会状況を受けて、土地資産の継承が関心事となった。そして、家産の長期的な保全を行なうための信託遺贈が再評価されることになった。貴族社会では、資産の相続は世代から世代へ継承される厳格な形式と慣習を通じて行われ、家族の名譽と資産を保護する目的

で機能した。

また、誰に継承するかという点についても検討された。家産の維持を目的とするならば、家産が分割されることは好ましくない事態である。そこで、一般的に17世紀には、信託遺贈は、父系相続や長子存続との繋がりが指摘される⁽²⁸⁾。しかし、ヴェネツィアでは父系相続は見られても、長子相続の傾向は強く見られなかつたという⁽²⁹⁾。デイビスによれば、ヴェネツィアは息子達に等分相続させる習慣があった。その伝統が近世になっても生き残り、他地域で長子存続が拡大する17世紀においても存続した。結果として、貴族や中流階層では女性は相続から除外されたが、息子たちの間で資産を分割相続させる傾向が見られた⁽³⁰⁾。

その後、2010年代に入ると研究が活発化した。ラナーロ（2012）は、信託遺贈を嫁資との関係で議論し、資産を通じて家族のアイデンティティを守ろうとする信託遺贈が家族の永続性を象徴し、主に男系子孫への資産継承の仕組みであったのに対して、女性の経済的地位に影響を与えたのが嫁資であった点に注目した⁽³¹⁾。夫が亡くなった場合に妻は嫁資の返還を求めることができ、時には嫁資のために信託遺贈が解除されることもあった。一方、ライネス（2012）は、書籍や図書コレクションの継承において信託遺贈が活用されたのかどうか検討した⁽³²⁾。貴重書については美術品などと同様に信託遺贈が活用されたが、図書コレクションについては活用された例は見られるものの、それほど多くなかつた。その理由として、図書コレクションは家族的な継承が自然に行われるタイプのものであり、わざわざ信託遺贈を活用する必要がなかつたと考察している。

近年のまとめた研究としては、ショーバル（2018）があげられる⁽³³⁾。中近世ヴェネツィア社会における信託遺贈を包括的に検討している。信託遺贈の形成から相続、処分や信託遺贈をめぐる対立、法的枠組みの変遷

にいたるまで多様な視角から検討している。また、ヴェネツィアでは比較的自由な信託遺贈の設定の仕方が可能であったことや、合法的な嫡出子への遺贈が重視された点、さらには貴族だけではない市民などによる設定についても言及している。その上で、この信託制度を、貴族政国家に不可欠な社会構成要素として位置付けている。ヴェネツィアは貴族が政治を掌握していたのだが、ヴェネツィア貴族にとって家産と政治秩序の均衡を維持することは非常に重要であり、そのために必要な制度がこの信託遺贈であった⁽³⁴⁾。そうして、貴族政国家、相続人、信託遺贈の恒常的な調整や妥協こそがヴェネツィア国家の特質であったと考察している。

（6）課題設定

以上のように、信託遺贈は、ヴェネツィアを含むイタリア半島において、とりわけ16世紀以降に隆盛した。社会経済的な構造変化を受けて、資産形成にとって不動産が重要になったことが主たる要因として語られる。幅広い社会階層に活用されたものの、特に貴族が注目されることが多い。貴族にとって家産は家を体現するものであり、その形成と維持を自身の死後も含めて永続的に保証するために信託遺贈が設定された。

いずれにしても、こうした信託遺贈をめぐる議論では家族や家産が主題となる。ただし、忘れてはならないのは、信託遺贈が設定される遺言書で記載される内容は、それ以外の多様な要素を含むことが多いことである⁽³⁵⁾。遺言者は遺言書の中で家族や親族への遺贈だけでなく、兄弟会や教会、慈善施設など諸団体への寄付、自身の靈的救済に關わる葬儀や祈祷、具体的な慈善活動の実施についても指示を行った。信託遺贈をめぐる議論では、どうしても遺言の中の該当部分とそこから示唆される家産が議論の中心になる傾向が強いが、当事者である遺言者にとっては、家産の維持と自身の靈的救済は両立すべき問題であ

ったはずであり、両者を切り離して考えることはできなかったはずである。

カロナチは、フィレンツェの遺言書を時期別に比較し、教会や慈善事業への遺贈がみられた14世紀の遺言書と比べて、16世紀の遺言書では聖職に就く子供達が遺贈者の対象から除外され、資産が家族内に留まるようにしようとするとする傾向が見られることを指摘した⁽³⁶⁾。そして、こうした傾向を示すものとして、教会や慈善事業は全ての子孫が途絶えた場合にのみ遺産を受け継ぐようになった点を挙げている。そこから、遺贈者と家族の関係の方に焦点を当てる研究の方向性を導き出している。

このことは、遺贈者にとって子孫が途絶えることが想定されず、慈善事業などへの遺贈が形骸化したことを意味するのだろうか。信託遺贈は遺言に長期的な時間枠組みを組み込むためのものであり、そうであるならば長期的な視野の範囲に兄弟会などの諸団体も現実的な存在として見据えられていた可能性はないだろうか。本稿では、兄弟会側の視点からこれを検討する。まずは、ヴェネツィアの大兄弟会に寄せられた遺言の概要を把握する。その中で、兄弟会に遺言を寄せた人々の遺言書において、家産の継承や維持、信託遺贈を示すような内容がどのように含まれていたのか確認する。その上で、兄弟会による遺産や信託の受容を検討する。それによって、信託遺贈をめぐる議論と大兄弟会への信託を接合する可能性を探り、遺言者にとっての信託の意味や、兄弟会が信託を受託し管理した意味を考察する。

3. 大兄弟会の信託に関する史料群

(1) 大兄弟会の史料群

一部史料を除き、大兄弟会に関する史料の大半はイタリア国立ヴェネツィア文書館 Archivio di Stato di Venezia (※以後、ASV と略記する) に収められている⁽³⁷⁾。同文書

館には、公文書だけでなく、兄弟会や施療院など完全には公的と言い難い施設の歴史資料も保存されている。もちろん、これは資料が作成された時期にそのまま同文書館に保管されていったというわけではなく、多くの文書はある段階で文書館に移管されたものと考えられる。

大兄弟会の史料群は、各兄弟会の名前を冠したフォンドに分けて保管されている。現在では、1990年代に行われた整理に基づいてフォンドが構造的に把握されている。ただし、史料の閲覧手続きをする際に用いるカタログに、構造がそのまま反映されているわけではないようである。文書館にある史料請求用のカタログ *Inventario* を確認すると、聖マルコ兄弟会のカタログの請求番号数は273、聖ジョバンニ・エヴァンジェリスタ兄弟会の請求番号数は504にのぼる⁽³⁸⁾。1つの請求番号に保管されている記録の中身は多様であり、内容も一種類であるとは限らない。むしろ、複数種類の記録が収められていることも多い。聖マルコ兄弟会のフォンドにある個々の記録 *pezzo* の総数は900点近く、聖ジョバンニ・エヴァンジェリスタ兄弟会も800点近い⁽³⁹⁾。個々の記録は数頁から数百頁のまとまりで構成されており、頁数も史料によって異なる。カタログには、請求番号とともに簡単な見出しのみが記載されており、範囲とする時代が示されていないことが多い。また、仮に記載されている場合でも、中身を確認するとカタログの記載内容と一致しないこともある。1日に請求できる史料点数も限られており、自身の関心と一致する史料を探し当てるには粘り強い調査が必要である⁽⁴⁰⁾。

(2) 信託に関する現存史料の構成

次に、信託に関する史料について確認する。既に述べように、遺言による指示内容が信託として運営される場合にはコンミッサリーア *commissaria* と呼ばれた。各大兄弟会のフォンドには、コンミッサリーアに関する史料群

が存在する。設立者ごとに、個別のコンミッサリーア名で1まとまりを示すタイトルが多く見つかる。聖マルコ兄弟会の場合、史料請求カタログにおいては62の個別コンミッサリーア名が確認された⁽⁴¹⁾。ただし、請求番号と一対一で対応するわけではない。一部の請求番号には、同一の請求番号の中に複数のコンミッサリーアが収納されている。同一のコンミッサリーアが、複数の請求番号にまたがる場合もある⁽⁴²⁾。また、閲覧してみると、カタログに記載のコンミッサリーアとは異なるコンミッサリーアの史料が収納されている場合もある。カタログに記載されているコンミッサリーアの史料が確認できない場合や、逆にカタログに記載されていないコンミッサリーアが収納されている場合もある⁽⁴³⁾。したがって、上記カタログで確認された数はおよそのものと考える必要がある⁽⁴⁴⁾。

コンミッサリーアに収納されている史料の種類や量は、それぞれのコンミッサリーアによって多様である。例えば、b. 163に収納されている *Regina Gaiardo* のコンミッサリーアには、数枚の紙片と簡単な帳簿以外にほとんど収納されていない⁽⁴⁵⁾。しかし、遺言書の写し、執行人の交代や選出などの運営記録、問題が生じた際の取決めなどについての記録が収納されているコンミッサリーアもある。これらの記録があまり整理されずに束になって保存されていることが多い。記録を後になって見返すために作成されたと考えられる目次 *indice* や要約 *sommario* などが挿入されている場合もある。

その他にも、大兄弟会への信託の様相を明らかにするために有用な史料が存在する。その一つが、遺言記録である。遺言の要約集のようなものが多く、遺言書の内容について、全体または兄弟会に関わる部分を中心に抜粋や要約した記述が確認され、内容の豊富さは個々の遺言書によって異なる⁽⁴⁶⁾。さらに、兄弟会の会計簿や議事録などの兄弟会の運営記録も参考になりうる⁽⁴⁷⁾。また、主に18世

紀のものになるが、当時の兄弟会の資産状況をまとめた台帳も存在する。個別資産の原則や収支簿が記載されており、記録された時期における信託された資産の所在を明らかにすることができる。

本稿は、大兄弟会による信託の受容を中心に検討する。つまり、どのような形で信託を受け付けていたのかについての傾向を理解することを目的とする。したがって、上記に挙げた史料のうち、実際に信託を設定する指示内容が記載された遺言記録を中心に検討し、信託の行く末を理解するために、必要に応じて、後の時代に作成された資産台帳などを用いて検討することとする。

4. 遺言と信託の傾向

(1) 遺言の受付

さて、大兄弟会へ寄せられた遺言はどれほどあったのだろうか。ここでは、聖マルコ兄弟会と聖ジョバンニ・エヴァンジェリスト兄弟会の2団体について確認する。聖マルコ兄弟会については、17世紀後半以降に編纂されたと考えられる遺言記録を主として、資産台帳記録などの情報も付け加えて検討した⁽⁴⁸⁾。時期は、1343年から1675年までを範囲とする。聖ジョバンニ・エヴァンジェリスト兄弟会については、18世紀に編纂されたと考えられる遺言記録を使用し、時期は1312年から1721年までを範囲とする⁽⁴⁹⁾。

その結果、聖マルコ兄弟会は115件の遺言が確認された。その内、14世紀の遺言は8件に留まったが、15世紀の遺言が最も多く59件にのぼる。同様に、16世紀の遺言も45件とそれなりに多いが17世紀は僅か4件であった。一方、聖ジョバンニ・エヴァンジェリスト兄弟会は204件の遺言が確認された。14世紀の遺言数は33件に留まるが、こちらも遺言数が最も多いのは15世紀であり、100件の遺言が記録されている。16世紀は57件に半減し、17世紀以降は14件に減少する。したがって、2

つの兄弟会を比較すると、全体数も各時期の傾向においても聖ジョバンニ・エヴァンジェリスト兄弟会の方が聖マルコ兄弟会よりも多くの遺言が記録されている。ただ、どちらの大兄弟会においても、遺言数が最も多いのは15世紀から16世紀にかけての時期であったことは共通する。一つの大兄弟会だけの特殊な傾向というだけでなく、傾向としてこの時期に大兄弟会が最も遺言を受け付けた可能性が推測される。これは、先行研究で大兄弟会への信託や遺贈が増大したと考えられてきた時期と大まかに一致する。

もちろん、ここで数を抽出するのに使用された史料の限界も考慮する必要がある。いずれも17世紀から18世紀に編纂されたと考えられる限られた史料の中で確認できたものから得られた結果であり、確認した史料には記載されなかつた遺言や、記録の散逸により現存しないものがある可能性も考えられる。実際、これらの史料に記載されていないものの聖マルコ兄弟会のフォンド中にコンミッサリーア名を冠して保存されている史料が16は存在することが分かった。したがって、実際はここで提示された数よりも多かったことが推測される。ただ、全体的な傾向を知るための参考にはなる。

また、これらの史料から、少なくとも17、18世紀に大兄弟会の当事者達が把握していた状況を理解することができる。どちらの大兄弟会も、ここで確認された最古の遺言は14世紀前半のものである。例えば、聖マルコ兄弟会の18世紀に編纂されたと考えられる台帳を確認すると、最も古いもので1348年のMartin Grifonの遺言書から発生した資産運営の状況が確認される。不動産からの定期的な賃貸収入によって貧しい家庭の女性の嫁資や囚人に対する援助が求められた⁽⁵⁰⁾。これは、遺言書の内容と一致する。つまり、遺言を起点に受託された信託の資産運営の方法が、数百年間に渡って把握されてきたと分かるのである⁽⁵¹⁾。そして、ある段階から兄弟

会による信託運営が実施され、それが18世紀まで続いたことがわかる。実際、このコンミッサリーア名の史料も残っている。14世紀の遺言書内容の写しから始まり、18世紀までの管理記録を示す文書類が確認される⁽⁵²⁾。したがって、信託は兄弟会にとどまらず長期的な時間の中で営まれていた分野であり、15、16世紀にかけて新たな遺言による信託が追加されながら遺産・信託の運営を続けていたことが分かるのである。では、個々の遺言書に記載された内容はどのようなものであったのか。概要を理解した上で、いくつかの特徴を確認していく。

(2) 遺言の概要

大兄弟会が管理した遺言記録の内容について確認する。兄弟会には一度限りの寄付なども寄せられたと考えられるが、兄弟会が記録し保管した遺言は、ある程度の期間、または永続的に兄弟会に何らかの指示や資産が信託されたものと考えることができる。ここでは、聖マルコ兄弟会を事例に遺言内容の概要を理解したい。

先述の通り、遺言記録では、遺言書の中で大兄弟会と関わる部分の内容が中心に記載されたと考えられる要約度の高いものもあれば、大兄弟会と関係ないような内容も記載されたより詳細に書かれたものもある⁽⁵³⁾。また、まとまった遺言要約集のような形でなくとも、個々のコンミッサリーア名で保管されている史料群の中で、元々の遺言書の記載に近いと考えられる形で詳細に記録されている写しも確認される⁽⁵⁴⁾。比較的詳細なものを例に取ると、遺言書の年月日とともに、まず公証人の名前や神への賛美などが記載された部分が最初にあるが、記録の要約度によってこの部分は省略される。その後、具体的な遺言での指示内容が遺言者を主語とした1人称で記載される。

遺言者は、まず遺言執行人を指定することが多い。執行人は遺言で指示された信託の内

容を受託し、執行する役割を持ったと考えられる。多くの場合では、遺言者の家族や親族、友人などがまず指定される。それら近親者の執行人の後に、大兄弟会などに執行人の確保を求められる例が多々見られた。例えば、1542年日付の遺言書において設立された Pietro Olivier のコンミッサリーアでは、遺言書の設立以降、聖マルコ兄弟会によって16世紀中に11回の執行人選出が確認され、信託の執行人が長期的に確保されていたことを示す⁽⁵⁵⁾。聖マルコ兄弟会に寄せられた遺言書を確認すると、こうした執行人の確保と執行人を通じた信託の運営を行なっていた場合と、執行人と関係なく聖マルコ兄弟会に信託された指示内容の執行を行なっていた場合、資産が単純に譲渡される旨指示される場合の3種類の方法が見られる。3種類目は、信託というよりも資産譲渡であると考えられるので、おそらく1、2種類目が、兄弟会が受け付けた信託ということになろう。

さて、執行人に関する記述の次には、自身の死後、具体的に実施して欲しい内容が順番に記載されていく。大別すると、3種類の指示が並ぶことが多い。家族についての指示、自身の靈的救済に關わる指示、靈的救済にも關わるが諸団体への遺贈についての指示である。家族についての指示とは、妻や子供などへの資産の相続や分与についての記載である。金額で示されることもあれば、不動産や公債について書かれている場合もある。自身の資産を誰に、どのように遺すかについて記されており、直接の子供達だけではなく、子孫代々に至るまで、長期的にこれら資産の行く末を細かく指示しているものもみられる。また、夫が遺言者である場合には、自身の死後、最初に資産の一部、または大部分が渡されるのは妻であることが多い。ただし、妻が再婚した場合などには、資産の返却を求めるような記載についても確認される。

2種類目として挙げたのが、自身の靈的救済に關わるものである。例えば、自身の葬儀

についての指示や、葬儀に付き添う兄弟会員に対して、報酬を支払う指示がなされることもある。また、自身のための祈祷やミサの実施についての指示や、そのために必要な支払いについても一般的に確認できる内容である。

そして、3種類目として挙げたのが、諸団体への遺贈である。本稿で検討したのは、あくまでも聖マルコ兄弟会に寄せられた遺言書であるが、聖マルコ兄弟会だけでなく、複数の大兄弟会や教会、慈善施設への遺贈が指定されていることもある⁽⁵⁶⁾。したがって、ここでは諸団体と表現した。聖マルコ大兄弟会への指示内容を見ると、単純な資産の譲渡が記されている場合もあれば、資産の運営や運用を必要とするものもある。資産の運営を必要とする場合には、主に目的は継続的なミサや祈祷の実施、または貧しい会員を対象とした慈善行為であった。例えば、毎年、貧しい兄弟会員の娘何名かに対して嫁資の援助を行うよう指示する内容は16世紀を中心に多く見られるものであり、それ以外にも兄弟会の貧しい会員のための援助や低額家賃の住居を提供する場合もあった。

以上のように、大兄弟会に寄せられた遺言書を概観すると、主には3種類の内容が記載されていた。ただ、3種類目で述べた継続的なミサや慈善行為も、その目的は行為の実施によって自身の靈的救済に近づくことになり、その意味では2種類目の指示内容と目的は変わらないといえる。したがって、大別すれば、遺言者の指示と思惑は、家族へどのように資産を遺すかという点と、自身の靈的救済に向けた活動をどのように運営していくかの2点に分類することができるだろう。大兄弟会はその2点目に関与したのであり、遺言者の死後、持続的に思いを代行する存在として何らかの信託を受けることになった。

(3) 信託の傾向

次に、信託遺贈も含めて、家族と聖マルコ

兄弟会への資産譲渡や信託の在り方を概観する。遺言で優先的に記載されるのが、家族や子孫への資産譲渡や相続の記載である。その中でも、信託遺贈のような内容を持つ遺言はいくつか確認できる。不動産等の資産を子供達の誰に相続させるかが決められ、その後の相続の優先順位が示される。長子相続の傾向は強く読み取れないが、男系の嫡出子という文言は散見される。そして、代々子孫に引き継がれていくことが記され、資産の売却、譲渡や担保は禁止される。

こうした遺言においても散見されるのが、カロナチ（2005）で言及されていた最後の行き先としての兄弟会である。つまり、子孫が途絶えた場合に、最終的な資産の行き先として聖マルコ兄弟会が指定され、嫁資への援助など具体的な運営の仕方が指示されるのである。

また、このような永続的な内容を含まない遺言書でも、自身の子供や孫など、一定の近親者までの相続を優先する場合もある。指定された特定の近親者の死後に、聖マルコ兄弟会に資産を譲渡して慈善行為を実施するよう指示された。

もちろん、最初から家族に遺す資産と分けて資産の一部が兄弟会に譲渡、信託される場合もある。したがって、聖マルコ兄弟会に寄せられた遺言書においては、多様な組み合わせによって、家族への遺贈と兄弟会への遺贈のバランスを考慮する遺言者の思いが垣間見える。

では、信託遺贈のような内容を持つ遺言とそうでない遺言を含め、自身の死後すぐに聖マルコ兄弟会に寄付をしない遺言の場合、指定された家族・親族の相続人がいなくなったら遺言書通りに兄弟会へ資産は譲渡、信託されていたのだろうか。

そこで、遺言書が書かれた後の時代の資料として、18世紀の資産台帳 b. 1を確認する⁽⁵⁷⁾。この資産台帳には収支簿も記載されており、この台帳に記載があれば聖マルコ兄弟会がど

のように資産として把握し、運営管理していくかかる。つまり、聖マルコ兄弟会への資産譲渡の状況や、兄弟会による運営管理が行われていたかどうか確認できるのである。

まず、指定された近親者の死後に、聖マルコ兄弟会に資産が移る例である。1534年の Michiel de Lazaro del Boraso (1534年9月17日) の遺言では、妻、妻の両親、娘、娘の子供達の死後、資産が聖マルコ兄弟会に移り、嫁資援助を行うことが指示された⁽⁵⁸⁾。同様に、1552年の Andriana Lion (1552年1月7日) の遺言書では、夫の死後、資産が祈祷の実施のために聖マルコ兄弟会に移ることが指示された⁽⁵⁹⁾。これらの資産は、コンミッサリーアを冠して18世紀の台帳にも記載されていることが確認できた。Michiel de Lazaro del Boraso のコンミッサリーアでは、遺言内容の要約とともに1人あたり25ドゥカートの嫁資を援助する原則の確認や、運営上必要な人件費などが記載された収支簿がある。また、同様に、Andriana Lion のコンミッサリーアについても遺言内容が確認され、年額36ドゥカートで兄弟会においてミサを行う原則や、収支簿が記載されている。以上のように、これらの事例では、実際に聖マルコ兄弟会への信託が実施され、18世紀には信託運営が行われていたことが窺えるのである。

続いて、子孫が途絶えた場合に資産や収入が兄弟会へ行く例も確認される。例えば、1446年の Zuanne da Roma Spicier (1446年10月1日) の遺言では、子孫が途絶えた後に兄弟会などに不動産からの賃貸収入がもたらされ、貧者や自身の親族子孫を支援することが記載された。また、兄弟会の運営役職者によって遺言執行人に兄弟会員が任命されることや、一部資産で公債を購入することが指示された⁽⁶⁰⁾。同様に、1508年には Orsa Stella (1508年11月19日) の遺言で、子孫が途絶えた後に兄弟会に資産が譲渡される指示が書かれた⁽⁶¹⁾。そして、これら2つの遺言も18世紀の台帳でコンミッサリーアを冠して記

載が確認されるのである。Zuanne da Roma Spicier のコンミッサリーアでは、遺言内容の確認や収支簿とともに、参照すべき遺言書情報への紐付けも記載されている。そして、実際に賃貸収入が存在していたことが確認できる。また、Orsa Stella の遺言でも、これまでの例と同様に遺言内容が確認され、不動産資産が兄弟会に帰着した旨が記されている。したがって、これらの例においては、実際に子孫が途絶えたからか、聖マルコ兄弟会に資産や収入がもたらされ、その運営が行われていたものと推測することができる。

もちろん、ここでは数例を確認したに留まる。また、全ての遺言書がコンミッサリーアとして18世紀の資産台帳に記録されているわけではない点も留意しておく必要がある。ここで確認した資産台帳に登場するコンミッサリーア数は33であり、遺言記録にある多くは確認されない。したがって、上記で挙げた数例が全般的な傾向を示しているといえるわけではない。むしろ、子孫が途絶えずに兄弟会への資産譲渡は実現しなかった遺言が多かった可能性もある。しかし、少なくともこうした事例が現実として存在したということは、当時の兄弟会の運営者達にとっても、信託獲得と運営においては現実的に起こりうる事案の一つとして認識されていたと推測できるのではないか。

最後に、多くの遺言書が後の時代の資産台帳に記録されていない理由としていくつかの可能性が考えられるので、ここでは上記に挙げたものも含め3点挙げて整理しておきたい。まず、1点目は、兄弟会に資産が移ったか信託されたものの、どこかの段階で資産がなくなり、18世紀まで生き延びることができなかつた可能性である。ただ、この場合、少なくとも遺言記録が範囲とする17世紀後半までは認識されていたことが確かである。

次に、2点目として、台帳での記載のされ方の問題である。兄弟会に何らかの運営を委託するような内容ではなく単に資産を譲渡す

る場合や、信託であっても記録上では独立したコンミッサリーアとして台帳に記録されていないだけの可能性も考えられる。そこで、台帳 b. 234を確認する。この台帳は、独立的に兄弟会の外で運営されたコンミッサリーアとタイトルが付けられている⁽⁶²⁾。台帳の1つを開くと、最初に兄弟会本体の収支が記録されており、その後に独立的に運営されたコンミッサリーア26について、1740年代から1790年代までの状況が記載されている。そして、1つのコンミッサリーアを除き、大多数が先に挙げた台帳 b. 1でも記載されている。したがって、b. 1で記載されたものも類似の性格をもったコンミッサリーアであった可能性が考えられる⁽⁶³⁾。一方、b. 234の兄弟会本体に関する収支簿では、兄弟会が保有する不動産の一覧が登場する。不動産の出所は明らかではないが、元を辿ると遺贈や信託によつてもたらされたものである可能性や、それらが独立したコンミッサリーアとしてではなく兄弟会本体の管理下にあるものとして記載された可能性が考えられよう⁽⁶⁴⁾。

さらに、3点目はそもそも兄弟会に資産が譲渡されなかつた可能性である。家産の継承者としての子孫の死後、最後の受益者として兄弟会が設定されている場合、子孫がそのまま生き続けている場合には、執行人として信託管理に関わり続ける可能性はあっても、兄弟会に資産自体はもたらされない。実際、こうした内容を含む16世紀の遺言書の中には、18世紀の台帳にも、カタログ上のコンミッサリーア史料群にも遺言者名が登場しないものも見られる⁽⁶⁵⁾。

しかし、裏を返せば、結果的に兄弟会に資産が譲渡や信託されなかつた可能性のある遺言書も含めて兄弟会の遺言書記録に記載されているということである。子孫への家産継承を目的に、最後の受益者として記された兄弟会が形式的な存在に過ぎず、ほとんど実現性を考慮されていなかつたとしたら、遺言書の作成から数十年、百年と経過してもわざわざ

記録内容が保存されるだろうか。もちろん、形式的に過去の遺言書を保存し続けたと考えることもできるが、兄弟会の遺言記録は既に述べた通り、そもそも長期的に内容を保存・管理する必要のあるもので構成されたはずである。そして、実際に、子孫が途絶えて兄弟会による資産管理に移行したと考えられる例も見られた。現実的に起こりうる選択肢の一つであったはずであり、少なくとも兄弟会は、いつ実現するかはともかく、長期的な目線で資産譲渡や信託受付の可能性を視野に入れていたと考えるべきである。

おわりに

本稿では、兄弟会による信託の受容段階に焦点を絞って検討した。18世紀までの兄弟会の信託に関する記録群の整理を行なった上で、兄弟会で保存された遺言の傾向と内容について、いくつかの事例に基づき検討した。信託遺贈をめぐる研究動向についても触れつつ、家族への信託との関係も含めて考察し、兄弟会の信託受容をめぐって何点かの傾向や性格が確認された。

まず、大兄弟会の史料群には、コンミッサリーア名で保管されている個別信託に関する史料が多数確認された。これは、大兄弟会が多くの信託を受託し、執行者であるかどうかはともかく、何らかの形で信託の管理運営に関わっていたことを示す。信託の多くは祈祷や慈善行為などを活動内容として指示し、兄弟会は資産の運営とともに、そうした活動も行ったと考えられる。その意味では、兄弟会は信託の複合体としての側面を持ち、これを基盤にしながら日々の諸活動を実施したといえるかもしれない。

17世紀以降の遺言記録を確認すると、寄せられた遺言数は15世紀と16世紀に最も多かったことが推測された。その中には、18世紀まで長期的に兄弟会の管理下に置かれて維持された信託もあった。18世紀の資産台帳から分

かるのは、遺言者の思いを長期的に尊重していた可能性である。単に資産と収支が記録されたばかりでなく、資産に対する遺言の指示内容が記載され、数百年経過した後も、信託された際の内容が放棄されずに継続していたことがわかる。

信託遺贈との関係においては、大兄弟会に寄せられた遺言書からは、信託遺贈であってもなくても、長期的な視野の下での信託が行われたものが確認された。遺言者は、家族への信託と兄弟会への信託を長い時間を視野に入れることで両立し、家産の維持や残された家族への配慮とともに、自身の靈的救済のための慈善・祈祷を主目的として兄弟会への資産譲渡や信託を行なった。遺言の中には、兄弟会に信託の執行を依頼することによって、長期的な資産維持に努めようとするものがあった。また、兄弟会が最後の受託者として機能していた可能性も示された。このことは、遺言書における信託遺贈の文言が機能していたことを指し示すことにもつながりうるのではないか。

このように、大兄弟会による信託の受容と運営は、長期的な視野を持つ遺言の受容を軸としたからこそ、本質的に長期的な性格を有するものであった可能性が考えられる。ただし、先に述べたように、本稿では大兄弟会による信託の受容までを議論の対象としたため、信託執行をめぐる具体的な運営の状況についてまでは議論されなかった。受容面の更なる詳細解明を含めて、長期的な信託の執行面について検討し、包括的に信託の運営管理を議論することは今後の課題として稿を改めて論じたい。

【注】

- (1) 中近世ヨーロッパの兄弟会については、例えば以下を参照。河原、池上俊一（2014）『ヨーロッパ中近世の兄弟会』、東京大学出版会。
- (2) 本稿では、遺産や信託の受容局面に議論

- の焦点を絞り、遺産受容後の兄弟会による運営実態については紙幅に限界もあり別稿で改めて論じることにしたい。
- (3) したがって、本稿では、ヴェネツィアのスクオーラだけを他地域の *confraternita* と異なる存在として位置付けることはせず、訳語については2015年に出版された『中近世ヨーロッパの兄弟会』にしたがって「兄弟会」を使用する。
- (4) Mackenney, Richard (2019) *Venice as the polity of mercy: guilds, confraternities, and the social order, c. 1250-c. 1650*, University of Toronto.
- (5) Pullan, Brian (1971) *Rich and poor in renaissance Venice: the social institutions of a catholic state, to 1620*, Oxford: Blackwell.
- (6) 例えば、Maschio, Ruggero (1977), *Investimenti edilizi delle Scuole Grandi a Venezia (XVI-XVII sec.)*, in Guarducci, Annalisa (ed.) *Investimenti e civiltà urbana secoli XIII-XVIII*, Istituto Internazionale di Storia Economica F. Datini, Prato: Le Monnier; Waguri, Juri (2008), *Le Scuole Grandi e i nobili nella Venezia rinascimentale*, 『地中海学研究』, 31, pp. 23-38; Guidarelli, Giancarlo (2011) *Le Scuole Grandi veneziane nel xv e xvi secolo: reti assistenziali, patrimoni immobiliari e strategie di governo*, in *Moyen Âge*, 123, pp. 59-81; 高見純 (2017) 「15世紀前半期ヴェネツィアにおける大兄弟会の貧困救済」『社会経済史学』83-2, 267-287頁。
- (7) Buonanno, Lorenzo G (2010) A Charitable Façade? The Sculptural Decoration of the Scuola Grande di San Marco, *Confraternitas*, 21, pp. 6-16.
- (8) Zanon, Giulia (2024) *Cittadini of Venice Shaping Identities Between Networks and Patronage*, Brill.
- (9) Pullan, Brian (1971). この点については、15世紀以降の大兄弟会の慈善活動や

- 遺産財源を検討した以下も参照。高見純 (2019) 『中世末期ヴェネツィアにおける福祉: 大兄弟会による救済と相互扶助から』一橋大学大学博士論文.
- (10) Romano, Denis (1984), *Charity and community in renaissance Venice*, *Journal of urban history*, 11, pp. 63-82.
- (11) Muller, R.C. (1971), *The Procurators of San Marco in the Thirteenth and Fourteenth Centuries: A Study of the Office as a Financial and Trust Institutions*, *Studi veneziani*, n.s. 13, pp. 105-220.
- (12) 和栗珠里 (2024) *Trusts as Social Bonds – A commissaria in Early Modern Venice*, 『地中海学研究』47, pp. 85-102.
- (13) 和栗は、個々のコンミッサリーアごとに遺言者名でまとめられた文書を「コンミッサリーア文書」、コンミッサリーアに関するものを含む全記録を「コンミッサリーア関連文書」、それら総体を「コンミッサリーア文書群」と呼ぶ。和栗珠里 (2023) 「国立ヴェネツィア古文書館のコンミッサリーア文書群」『人間文化』18号, 103-118頁.
- (14) 例えば、Pullan (1971).
- (15) 和栗珠里 (2023) 「コンミッサリーア: ヴェネツィア共和国の遺言信託」『人間文化』19号, 71-95頁.
- (16) 後藤弘州 (2018) 「古典期ローマ法における包括承継人の決定: 相続財産の信託遺贈を中心に」『神戸法學雑誌』68-2, 225-334頁.
- (17) 吉村朋代 (2013) 「ローマ法における信託遺贈の文言解釈—plus nuncupatum, minus scriptum」『法制史研究』63巻, 298-301頁; 吉村朋代 (2017) 「ローマ法の信託遺贈による相続法変革」『信託奨励金論集』第38号, 55-70頁.
- (18) 吉村朋代 (2017) 57-58頁。アウグストゥス帝も、最初は例外的・個別的な救済措置として信託遺贈を扱ったが、次第に一般

- の支持を得て恒常的な裁判へと発展していくといったという。
- (19) 後藤弘州 (2018) 240-241頁。
- (20) Jena-François Chauvard, Anna Bellavitis and Paola Lanaro (2012) *De l'usage du fidéicommis à l'âge moderne. État des lieux, Mélanges de l'École française de Rome - Italie et Méditerranée modernes et contemporaines*, 124-2. (<http://journals.openedition.org/mefrim/650>: 2025年8月20日閲覧).
- (21) Caronaci (2005), p.9. “Le qualità che trasformano una disposizione testamentaria in una fedecommissaria sono quindi essenzialmente tre: la proibizione all'erede fedecommissario di vendere, dividere o alienare i beni ricevuti; la precisazione di un ordine di successioni che non sia solo orizzontale ma travalichi la generazione del testatore; l'intento, spesso esplicitato, di rendere infinito quest'ordine”.
- (22) 18世紀以降になると、地域によっては世代を限定する例も見られた。例えば、フィレンツェでも1747年の法改正により、信託遺贈の設立は貴族に限定され、有効期間も4世代に限定された。Caronaci (2005), p.11.
- (23) Jena-François Chauvard, Anna Bellavitis and Paola Lanaro (2012).
- (24) G. Rossi (2009) *I fedecommissi nella dottrina e nella prassi giuridica di ius commune tra XVI e XVII secolo*, in Simonetta Cavaciocchi, *La famiglia nell'economia europea secoli XIII-XVIII. The Economic Role of the Family in the European Economy from the 13th to the 18th Centuries*, Firenze University Press, pp.175-202.
- (25) Stefano Caronaci (2012) Promesse da realizzare. I fedecommissi nello «Stato Nuovo» di Siena (secc. XVI-XVIII), *MEFRIM*, 124/2, pp.551-577.

- (26) Chiara Galligani (2014) *Il tramonto del fedecommisso nel Granducato di Toscana. Una prima ricognizione dell'istituto nella legislazione sette – ottocentesca, Historia et ius: rivista di storia giuridica dell'età medievale e moderna*, paper 4, pp.1-21.
- (27) James C. Davis (1975) *A Venetian Family and Its Fortune 1500-1900*, Philadelphia.
- (28) 例え、ローマでは長子相続が強く表出した。Maura Piccialuti (1999) *L'immortalità dei beni, fedecommissi e primogeniture a Roma nei secoli XVII e XVIII*, Viella.
- (29) Davis (1975), pp.124-125.
- (30) この傾向はフィレンツェでも見られたという。Caronaci (2005), p.119.
- (31) Paola Lanaro (2012) *Fedecommissi, doti, famiglia : la trasmissione della ricchezza nella Repubblica di Venezia (XV-XVIII secolo)*. Un approccio economico, *Mélanges de l'École française de Rome-Italie et Méditerranée modernes et contemporaines*, 124-2 (<http://journals.openedition.org/mefrim/801>: 2025年8月21日閲覧)
- (32) D. Raines (2012) *Sotto tutela. Biblioteche vincolate o oggetto di fedecommisso a Venezia, XV-XVIII secoli*, in *Mélanges de l'École française de Rome-Italie et Méditerranée modernes et contemporaines*, pp.533-550.
- (33) Jean-François Chauvard (2018) *Lier et délier la propriété : Tutelle publique et administration des fidéicommis à Venise aux derniers siècles de la République*, Publications de l'École française de Rome.
- (34) 13世紀末以降、ヴェネツィアでは徐々に一部の家系が大表議会 Maggior Consiglio のメンバーを独占するようになり、貴族共和政が確立した。
- (35) カロナチなど Fedeicommissum と家産を検討した諸研究が扱った遺言書でも、家

- 産の維持だけが指示されたわけではない。Caronaci (2005), appendix, Raines (2012) など。
- (36) Caronaci (2005), p.23.
- (37) 例えば、本稿が主たる事例とする聖マルコ兄弟会の史料も一部は兄弟会の会館やコッレール博物館 Museo Correr に保存されているが、多くは国立ヴェネツィア文書館に保存されている。今回は、国立ヴェネツィア文書館の史料を対象に調査を行った。
- (38) 他にも、ミゼリコルディア兄弟会の請求番号数は約350、聖母マリア・デッラ・カリタ兄弟会も約360確認される。
- (39) Zanon, Piera (1999) *Anagrafe II 2: Scuola di S. Marco. Elenco analitico* (<https://asve.arianna4.cloud/patrimonio/d75926f3-1eb1-46b7-b4e4-8b551d523aae/anagrafe-ii-2-scuola-di-s-marco-elenco-analitico-1999>: 2025年8月20日閲覧)、Sardi, Francesca (1999) *Anagrafe II 2: Scuola di S. Giovanni Evangelista. Elenco analitico* (<https://asve.arianna4.cloud/patrimonio/0f1ff62c-3ad3-4009-afdd-8c0dcea12d65/anagrafe-ii-3-scuola-di-s-giovanni-evangelista-elenco-analitico-1999>: 2025年8月20日閲覧)
- (40) 請求できる時間帯は限られているが、現在は最大1日3点まで史料請求が可能である。
- (41) ASV, *Scuola Grande di San Marco* (※以後、SGMと略記する), bb. 123, 138–184. 例えば、聖マルコ兄弟会の184番の請求記号は、タイトルが commissaria Marco Faustini とあり、マルコ・ファウスティニによって設立されたコンミッサリーア関連の史料が収められていることが分かる。ASV, SGM, b. 184.
- (42) 一例を挙げれば、1619年の日付で遺言

- 書が保存されている Costantin Panareollo のコンミッサリーアについての史料は、b. 150, 151の2つの請求番号で保管されている。
- (43) 例えば、聖マルコ兄弟会の史料群にある b. 160は、カタログ上では Matteo Filetto のコンミッサリーア関連史料が収納されているはずであるが、実際には収納されていない。代わりに、Marco Pezolotto, Francesco Mollin, Piero di Vigna のコンミッサリーア関連史料が確認された。他にも、b. 164ではカタログに記載の史料が収納されていたものの、未記載の Domenico Colonna のコンミッサリーア関連史料も収納されている。ASV, SGM, bb. 160, 164.
- (44) これまでの調査から、おそらくカタログ上のコンミッサリーア数よりも実際に保存されているコンミッサリーアの総数は多いと推測される。
- (45) ASV, SGM, b. 163.
- (46) 例えば、聖マルコ兄弟会では ASV, SGM, bb. 10–15. 特に b. 10は要約集であるが、14世紀前半から17世紀後半まで最も広い範囲の時代をカバーしているため、本稿ではこの史料を主に使用する。
- (47) ただし、聖マルコ兄弟会について16世紀のまとまった会計帳簿は確認できない。存在するものも断片的であり、本稿では使用しないこととした。議事録は一部参照した。
- (48) ASV, SGM, b. 10を基に、b. 1, 1、b. 234 の情報も適宜追加した。
- (49) ASV, *Scuola Grande di San Giovanni Evangelista*, b. 133.
- (50) ASV, SGM, b. 1, 1.
- (51) 和栗も聖マルコ財務官によって管理されたコンミッサリーアを中心に長期存続したもののがみられることを指摘し、16世紀初頭から18、19世紀まで続いた例を挙げている。和栗珠里 (2023), 88頁。

- (52) ASV, *SGM*, b. 164.
- (53) 例えば、同じ遺言要約集の中でも省略が多い遺言書もあれば、少ないものもある。また、b. 10と b. 13など複数の遺言記録で、同じ遺言書の内容が同じように省略されている例が確認される。こうした記録に記された内容が後の時代に兄弟会が実務的に把握していたものであった可能性は考えられる。
- (54) 例えば、ASV, *SGM*, b. 43.
- (55) ASV, *SGM*, b. 43. また、執行人の選出は兄弟会の運営役職者達によって行われたことが議事録から確認される。例えば、1563年の選出においては3名の候補者の中から Zuanne Andriani が選出された。ASV, *SGM*, b. 23, c. 43.
- (56) 例えば、1518年の遺言 Tomasia という女性の場合には、聖マルコ兄弟会とともに、ピエタ孤児院への遺贈が指示されている。ASV, *SGM*, b. 10, cc. 40-41.
- (57) ASV, *SGM*, b. 1, 1.
- (58) ASV, *SGM*, b. 10, c. 47.
- (59) ASV, *SGM*, b. 10, cc. 53-54.

- (60) ASV, *SGM*, b. 10, cc. 13-14.
- (61) ASV, *SGM*, b. 10, cc. 36-37.
- (62) “Commissarie amministrate fuori di scola da separate commissari”. Zanon (1999) p.13.
- (63) この傾向は、少し時代が遡るが15世紀の会計帳簿でも確認することができるかもしれない。聖マルコ兄弟会本体の収支が記録された15世紀の会計帳簿を確認すると、1401年の日付で書かれた遺言書がある Giorgio Bonvesin のコンミッサリーアからの収入が記録されている。一方で、1348年の遺言書がある Martin Grifon のコンミッサリーアからの収入は記載されていない。台帳 b. 234を確認すると、Martin Grifon のコンミッサリーアは本体と別に運営されていたことが分かる。ASV, *SGM*, bb. 164, 167, 169, 243.
- (64) ただし、収支簿には個々の不動産の由来についてまでは記載されていない。
- (65) 例えば、1550年の Francesco da Braza の遺言書。ASV, *SGM*, b. 10, cc. 51-52.

(たかみ・じゅん)